

令和 6 年 8 月 19 日

公益社団法人宮城県トラック協会

会長 庄子 清一 殿

宮 城 労 働 局 長



トラック事業者の長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた
取組について（協力要請）

日頃より労働行政に格別の御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、本年 3 月まで、時間外労働の上限規制の適用が猶予されておりましたが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年 960 時間とする規制が適用となりました。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和 6 年 4 月 1 日から改正された改善基準告示が適用となりました。

上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、取引環境そのものを変えていく必要があることから、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者、荷主等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行うとともに、トラック運転者の労働環境の改善を強力に進めるため、荷主等に対して、恒常的な荷待ちを発生させないこと等について労働基準監督署による要請等をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、別添 1 を貴団体のホームページに掲載する、メールで送信する、会報誌に同封する等により傘下会員に周知いただくことにより、傘下会員による自動車運転者に長時間の荷待ちを発生させないことなどの取組が進みますよう、格別の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。



トラック事業者の長時間の恒常的な荷待ちの改善等について

いわゆる物流の「2024 年問題」として、トラック運転者への時間外労働の上限規制及び改正された改善基準告示の適用に伴い、何も対策を講じなかった場合には、2024 年には 14%、2030 年には 34%の輸送力が不足する可能性があります。こうした輸送力不足に対応していくためには、荷主の方にもご協力をいただきながら、荷待ち・荷役時間を削減していく必要があります。荷待ち・荷役時間を削減することは、トラック運転者の長時間労働の改善にもつながります。また、トラック運転者の長時間労働の改善は、勤務環境の改善にもつながり、物流を担うトラック運転者の人材確保にもつながります。

- ① 荷主として発注する際は、次のリーフレットを参考に長時間の荷待ちの改善に向けて取り組まれるようお願いいたします。

[「STOP! 長時間の荷待ち」リーフレットはこちら](#)

STOP 荷待ち リーフレット **検索** 



- ② 荷主として発注する際は、トラック運転者が改善基準告示を守れる着時刻などを設定しましょう。改善基準告示に違反して安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。

[トラック運転者の改善基準告示のポイントははこちら](#)

トラック 改善基準告示 リーフレット **検索** 



- ③ 荷主の皆さまへお取り組みいただきたいことや荷主の皆さまにも適用される法令、標準的運賃などの情報もご確認ください。

[自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト\(荷主の皆さまへ\)](#)

荷主の皆さまへ ポータルサイト **検索** 

企業の皆さまへ
物流情報局
荷主の皆さまへ

以上の内容に対するお問合せは、宮城労働局労働基準部監督課(022-299-8838)にお願いします。